



# 事業承継と遺言・遺産分割

## 事業承継を検討する重要性

事業の承継を計画的に行わなければ、相続税や遺産分割などの問題により経営権が不安定になったり、社内のコンセンサスが得られなかったりなどの問題が起きかねません。

事業承継は、決して**個人的な問題ではなく、企業の存続のために重要な課題**なのです。

当事務所所長弁護士の西山は、平成10年、あいち産業振興機構事業承継相談員を務め、愛知県弁護士会においても事業承継に関する部会長を務める経歴を持ち、事業承継や遺言・遺産分割などの諸問題に取り組んでまいりました。

## 1 事業承継のパターン

- (1) 親族内承継
- (2) 従業員等への承継
- (3) 社外への承継(M&A)



## 2 親族内承継

**関係者の理解・後継者教育**に関する十分な対策が必要であり、このことも実は弁護士を活用できる分野なのです。

株式・財産の分配

法律面の検討

税法面からの検討

### ① 法律面の検討(新会社法の活用)

株式を後継者に承継させるために**遺言**や**生前贈与**などの方法選択をしたうえで、必要な手続きを行います。

ただし、遺留分の関係上、他の相続人を無視した相続や贈与をすることには問題があります。

他方で、形式的に平等な相続をさせれば、株が分散し、後継者の経営権が不安定になる可能性があります。そこで、(ア) **議決権制限株式**、(イ) **黄金株**(拒否権付種類株式)、(ウ) 相続人に対する**売渡請求**など、会社法上の制度の活用も検討すべき場合があります。

## ② 税法面からの検討

相続時精算課税制度の活用など、税理士さんとも協力しながら、税法面からの検討もしておく必要があります。

これは、単なる節税対策ではなく、**納税の負担により後継者が株式を手放さなくてはならないような結果を避ける**ためにも重要な問題です。

## 3 従業員等への承継

2に共通することのほか、以下の問題などがありその対策が必要です。

相続人(非後継者)の遺留分対策

後継者の株式買収の経済力の問題

会社の借入金に関する個人保証や担保の負担を負わせることになる問題

## 4 社外への承継(M&A)

親族内や社内に適当な後継者がいない場合、**合併や株式交換、営業譲渡などのM&A**による方法もあります。

会社の特性に応じて、具体的な方法を選択しながら決断していくことになります。

## 5 遺言・遺産分割

以上のように、事業承継には様々なメニューがあり、十分な検討と適切な方法選択により、結果は大きく異なってきます。

また、以上のような**事業承継を念頭においた場合だけでなく、遺言書を作成**すべき場合があります。そのような**遺言書の作成**についても、随時相談を承っております。

遺言や事業承継と関わりのある場合はもちろん、そうでない**遺産分割**の問題についても相談を承っております。

事業承継や遺言書のような事前対策、相続が発生した後の遺産分割など、相続全般について、当事務所では取り組んできた実績があります。

**相談だけであってもご安心してお問い合わせください。**

まずは当事務所までお電話ください。



## 西山法律事務所

弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平 弁護士 山元 隆一郎

TEL052-957-1106 [info@lwo.jp](mailto:info@lwo.jp) <http://www.lwo.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号名城ビル6F

執務時間 9:30~18:00 土・日・祝日休

